

本の紹介コーナー

表紙に掲載したのは、1977年発行の『はせがわくんきらいや』（長谷川修平作 すばる書房）という絵本の一部である。すでに廃刊になっているようだが、「廃刊ドットコム」という出版社から2013年に発行されていた。

この絵からなにかを感じ取った人は、いちど手にして開いてみてほしい。

初めてこの本を読んだのは、今から43年も前のこと。障害児学校の教員にたかならないかのころだろう。暗くて重いテーマなのに、手の届きそうな身近なタッチの絵にいっぺんに捕らわれた。

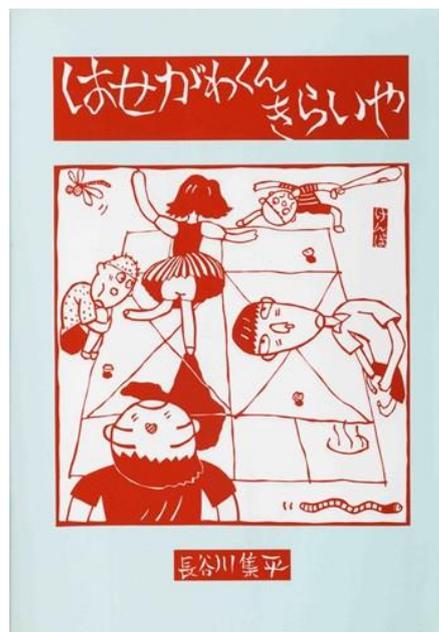
この作品を描いていたころ、作者は武蔵野美術大学（中退）の学生で、国分寺の4畳半のアパートにいたようだ（ということ、先日、作者自身のHP「集平のブラックボックス」で知った）。関西方面在住かと思っていたが、意外と近くに住んでいたのだ。

企業による犯罪的な行為は今もまだ、いや、現代の方がもっと大規模で、かつ巧妙になって多くの人たちを苦しめている。そして「犯罪者」は処罰されないことも多い。

Amazonのサイトには次のような紹介文があった。

「長谷川くん泣かんときいな。わろうてみいな。もっと太りいな。長谷川くんだいじょうぶか。長谷川くん…。乳児の頃ヒ素ミルクを飲んだ著者が、幼少のときのことを思い出しながら描いた絵本。昭和51年すばる書房初版の復刊。」

Amazonや復刊ドットコムのサイトから購入可能。東大和市の図書館にもある。



「東大和市子ども・子育て憲章」陳情裁判

—第2回公判報告—

【被告側弁護士登場】

4月26日、東京地裁立川支部401号法廷で14時30分から開かれた第2回公判には、初めて被告代理人（弁護士 橋本勇氏：東京平河法律事務所）が出席しました（第1回公判は、被告の出席の義務なし）。橋本氏は70代後半というところか。

年度が替わったため、裁判官・書記官も変わりました。新裁判官は小池将和氏

法廷で裁判官に名前を聞いたのですが、「ホームページに書いてあります」とか何とかもごもご言って、あまり言いたくなさそう。公判の最後に「お名前は？」と聞いたら、「小池です」とやっと答えた。

ホームページを見たら確かに書いてあった。でもこの氏名は事前に書記官から聞き、知っていた。別に意地悪をしたわけではない。傍聴人もいるし、初めてなのだから名を名のるのが礼儀だろう。

原告から提出済みの書類は①訴状②準備書面③証拠（甲1号証～12号証）

被告からの当方に渡された書類は①弁論書②証拠（当日の公判の場で渡されたもの）

原告は4月12日までに約束通り準備書面を出したにもかかわらず、被告代理人は当日、それも証拠だけしか出さないとは何事か。公判まで2週間もあつたらうに。

次回公判（6月18日）に向け、6月10日までに被告は反論書を出すことになったが、腹の中では「ふざけるんじゃないよ」と叫んでした。被告側反論書に対し、こちらは再反論を次回公判までにそろえることになっているのだ。むしろ被告側の反論書を見てないから、それは空約束でしかないが……。

これが「法廷戦術」ってやつかい。法に反していなければ、何やってもいいってか、クソ！

【あつという間のお開き】

次回第3回目の公判日時と場所の打ち合わせがあり、期日は6月18日（金）、場所はラウンドテーブル法廷と決まりましたところで、第2回公判はお開きとなりました。「ラウンドテーブル法廷」とは、円形テーブルを使用した法廷のことです。傍聴は通常通りできます。ラウンドテーブル法廷への案内は書記官がしてくれるので、同時刻に民事一部書記官室（5階）集合です。

というわけで、今回も10分足らずでおしまい。

傍聴には4名の方に来ていただきました。ありがたいことです。

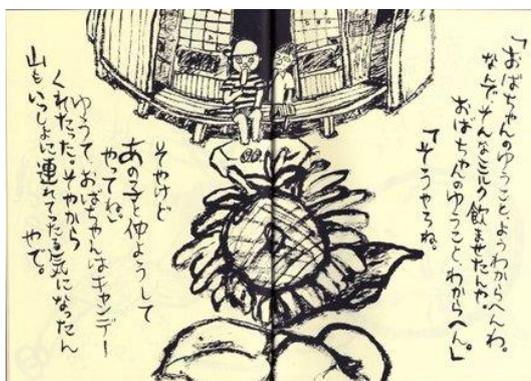
4人とはいえ、傍聴者がいるということはいいい意味で緊張感があり、それは裁判官、被告代理人にも伝わります。それに熱くなっている原告本人に対し、冷静な目で見てくれている人がいれば、あとでの確かなアドバイスをもらえます。今回もそうでした。

皆さん、次回公判にもぜひ傍聴においでください

「東大和市子ども・子育て憲章」陳情 第3回公判予定
東京地裁立川支部 6月18日（金）13時30分 場所はラウンドテーブル法廷の予定
同時刻に民事一部書記官室（5階）集合（傍聴は13時15分に5階待合室に集合）

以下に、原告側の提出した準備書面を張り付けます。幾分長くなってしまいましたが、「東大和市子ども・子育て憲章」陳情に対する東大和市議会の不当な扱いについて詳しく書きました。

ひとことで言ってしまうえば、陳情には何の咎もないはずなのに、議会運営委員会の不当・不法な扱いによって、議運自身の手により葬り去られたという主張です。ぜひ最後までお読みください。



事件番号 令和2年(ワ)第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

準備書面

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年4月12日

原告 榎本清 印

第1陳情について

(1) 被告の主張

被告は、原告が東大和市議会に提出した「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情(甲1号証)(以下「当該陳情」と略す)が請願に該当せず、訴え自体が失当であると主張している。その根拠として、「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情は、憲法16条の「請願する権利」を受けた地方自治法124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」の請願とは異なり、これにあたらなからであるとしている。

(2) 原告の主張

【日本国憲法等について】

日本国憲法第16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定めており、「平穩に」という条件さえ満たせば、「請願する権利」があるという理念を述べたものである。

これを受けた請願法第2条においては「請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならぬ。」と定められており、請願は氏名・住所を記載した文書で行うとしている。ここでは日本国憲法の「請願する権利」の理念を尊重し、請願について限定的、抑制的にその定めを示している。

原告の訴えが失当であるとする被告の主張の根拠は、地方自治法124条である。それによると「議員の紹介により請願書を提出しなければならぬ。」とされている。もしこれが被告の主張どおり請願の条件を述べたものであるとするならば、ここにきて、「請願する権利」のハードルはいっせいにあげられたことになる。そのことは、「請願する権利」の門を極端に狭くすることであり、憲法16条に抵触する可能性が出てくる。

【地方自治法について】

すでに述べたように、地方自治法では124条で請願の内容について定めている。いっぽう、地方自治法第5節「委員会」109条の②には「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とあり、③では「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と定められている。地方自治法124条の請願はこれにあたると思われる。

しかしながら、地方自治法第5節「委員会」109条の②および③の条文は、2012年の改正(以下「2012改正」と略す)までは「議案、陳情等を審査する。」(傍点は原告 以下同断)であった。2012改正によって「議案、陳情等を審査する。」は「議案、請願等を審査する。」に変更された。すなわち、改正以前は請願が「陳情等」に含まれていたと判断でき、改正後は「請願等」に陳情が含まれると解するべきである。

ここでは憲法第16条の「請願する権利」本来の理念がいかにされ、請願も陳情も広い意味での請願であることが示されており、狭義の「請願」の文言、形式にとらわれることなく、陳情についても同等の権利が反映されているといえる。地方自治法124条はそのうちの請願のあり方について定めたものにすぎず、もしこれを以外を請願として認めず、陳情が「請願する権利」から排除されるならば、先に述べたように、日本国憲法第16条の「請願する権利」に抵触するおそれもある。

2012年の地方自治法改正を審議した第180回国会審議(甲3号証)において、堀川鉄也議員は次のような質問をしている。「109条の2項で、『常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。』とありますが、今回、陳情という文言が削除されております。これはなぜなのか。これに答えて川端達夫国務大臣は、同改正にもとづく文言の変更について次のように述べている。「文言を改めることになっても、その意味するところは変わるものではないため、陳情については、『議案、請願等』の『等』に含まれるものと解されます。』、さらに続けて、「したがって、今後、標準議会議規則に関し、総務省から陳情の取り扱いを変更させるような働きかけを行う予定はございません。」と述べ、標準議会議規則についての変更はないという判断も示している。

【東大和市議会議規則について】

東大和市議会議規則(甲4号証)(以下「同規則」と略す)は地方自治法120条の定め「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」を受けて制定されている。その第128条から134条において請願についての扱いを定めている。128条第1項では「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には所在地)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならぬ。」とされ、続く第2項では「請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならぬ。」と定められている。さらに第4項には、「請願書の提出は、平穩になさなければならない。」と記されて

いる。

また、134 条では、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と陳情の処理について定め、陳情の内容が請願に適合するものならば、請願と同等に扱うと述べている。ここには日本国憲法第 16 条の「請願する権利」の理念がいかされ、広い意味での請願を認め、陳情もその例にられないとの姿勢が貫かれている。

【当該陳情について】

当該陳情は、「東大和市子ども・子育て憲章」制定案に対し、その内容が基本的人権をないがしろにするものであるとの認識に立ち、また、制定するに至った動機、検討過程等にも数々の疑問を感じたため、その制定を見直すよう求めたのがその趣旨である。そして、同規則第 128 条 1 項にのっとり、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日及び陳情者の住所を記載し、陳情者が署名又は記名押印をし、4 項に従い平穩に提出されたものである。

もちろん請願ではないため、紹介する議員の署名又は記名押印はないが、その他の事項については陳情の内容が請願に適合し、請願書の例により処理されるべきもの(同規則 134 条)であった。

陳情書の作成から東大和市議会提出までたった 2 週間しかなかったが、この間に友人、知人、一般市民に陳情の趣旨を伝え、街頭に立って賛同署名をお願いした。結果、陳情提出当日(2 月 14 日)までに 62 筆(締切日には遅れ退出はできなかったが、後に届いた 10 筆を加えると、原告の手に届いたのは全部で 72 筆となる)もの賛同署名(甲 5 号証)をいただき、併せて東大和市議会に提出した。このようにして提出された陳情は、多くの市民の声を代弁するものであり、市議会において正当に審議され採決されなければならないことはいうまでもない。また、そのようにして提出された陳情が請願と同等に扱われ(同規則 134 条)、市議会で適正に審議されると原告が確信、期待するのは当然のことである。

同規則 130 条では「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」と定められている。しかるに議長は当該陳情を委員会付託せず「議長預かり」として処理した。このことは明らかに同規則違反にあたる。

※当該陳情が同規則 130 条の「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」にあたるか否かは後述する。

被告は地方自治法に陳情の定めがない事をもって「法律に根拠のないもの」とするが、以上のことからその根拠は形式的に墮するものであり、日本国憲法第 16 条の「請願の権利」の理念にも反し、とうていこれを容認することはできない。

第 2 議会運営委員会での扱いについて

1. 被告の主張

被告は、東大和市議会が当該陳情を議会における審査にまじまじと判断し、議会に上程せず、「議長預かり」としたことに何ら違法な点はなく、その取り扱いについては市議会の裁量にゆだねられていると主張している。この根拠として、陳情を受けてどのように対処するかについての法令上の定めがないためとしている。

2. 原告の主張

当該陳情が地方自治法にいう請願ではないとしても、日本国憲法第 16 条の「請願する権利」の理念に沿い、平穩になされたものであり、請願法第 2 条(氏名、住所の記載)の定めを満たしたものである。また、東大和市議会会議規則第(甲 4 号証) 128 条「請願書の記載事項等」第 1 項(法文による記載、請願の趣旨、住所署名又は押印)、ならびに 4 項(平穩な実施)の定めを満たしており、内容的にも請願に適合するものであり、同規則 130 条「請願の委員会付託」の定めによって委員会に付託されるべきものであることはすでに述べた。

【14 日の議会運営委員会での扱い】

原告は、2020 年 2 月 14 日午前、当該陳情を東大和市議会に提出した。3 月議会の初日付託分の請願、陳情締め切りが 14 日正午であり、期目的にもその条件を満たしていた。この市議会には、市長による「第 24 号議案 東大和市子ども・子育て憲章について」案(甲 6 号証)(以下、「市長案」と略す)も提出されていた。

14 日午後に関われた議会運営委員会記録(甲 7 号証)によれば以下のとおりである。

市長案と当該陳情の扱いについて審議され、議会運営委員会では市長案と当該陳情を委員会付託するか否かで議員の主張は大きく分かれた。「委員会付託するか否か」といっても、その扱いは全く様相を異にするものであった。

市長案については委員会付託せず、直接本会議で審査採決すべきというものと、通常通り委員会付託をして審査採決をし、その後本会議に上程すべきであるというものである。審議では意見の一致に至らず、表決の結果、市長案は委員会付託せず、本会議で直接審議し採決することになった。

いっぽう、当該陳情については委員会付託をし、審議採決をしてから本会議に上程すべきというものと、市長案の本会議での審査採決を待ち、改めて議会運営委員会を開いて扱いを検討すべきというものであった。そして後者の案が表決によって決した。

しかし、そもそも市長案を本会議初日(21 日)に表決にかける必然的な理由などなかった。ここで市長案を先決にした理由は前例に倣ってということであった(14 日議会運営委員会記録 4 頁～7 頁)。市長案に抗する形の当該陳情が同じ市議会に提出されていたにも関わらず、前例踏襲でこれを決したことは、後に述べるように重大な誤りであった。

【修正案先決の原理】

東大和市議会会議規則（甲4号証）第1章「会議」第8節「表決」第74条（表決の順序）には以下のような定めがある。

- 1 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。
- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も近いものから先に表決をとる。（後略）
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる

同規則第2章「委員会」第6節「表決」第127条（表決の順序）にも、1項を除けば同様の記述がある。

これは、少数意見の尊重、修正案先決の原理を示したものである。修正案が先行して表決されず、原案を先に表決した場合、もし原案が可決されてしまえば、修正案そのものが宙に浮いてしまうことになるからである。また、もし修正案が可決成立してしまえば、原案は自動的に否決されたものとみなすことができる。これは、会議におけるきわめて基本的なルールを示したに過ぎない条項である。

当該陳情は上記のような議員提出の修正案ではないが、原案である市長案に対しては、明らかに修正案、または対案の位置づけとなる。たどこの74条の1から3項がなかったとしても、原案である市長案を先決してしまえば、その結果が可決、否決のいずれであろうとも、当該陳情が宙に浮いてしまうことは容易に想像できることである。すなわち、市民の提出した陳情が無意味とみなされてしまい、審議されないという誤った判断が導き出されるおそれが出てくる。事実、事態はそうに動いた。

2月14日の議会運営委員会では、多数決をもって、その表決を逆順にしてみましたため、2月21日の本会議では、市長案が先決され採択された。

【21日の議会運営委員会での扱い】

もちろん市長案が採択されたとしても、当該陳情が議会で審議されなくともよい理由にはならない。なぜなら当該陳情は同規則第128条「請願書の記載事項等」1項にのっとって作成されたものであり、第134条「陳情書の処理」にあるとおり「その内容が請願に適合するもの」であり、従って、請願の例により処理されなければならないものであった。

具体的には、議長は同規則129条に従い「請願文書表の作成及び配布」（実際には「陳情文書表の作成及び配布」）をすべきであり、同規則第130条に従い委員会付託をすべきであった。しかるに議長はこのために反し、21日に開かれた議会運営委員会の決定に従い当該陳情を常任委員会に付託せず、請願文書表（実際には「陳情文書表」）に掲載しなかった。このことは明らかに同規則に違反する行為である。

付け加えれば、前例に倣って市長案を初日の本会議で審議採択するとした議会運営委員会

は、当該陳情については前例に倣ってはいない。すなわち、2019年9月市議会では、本会議初日に窓口業務の民間委託に関する補正予算案が可決されているものの、「市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情」を総務委員意に付託しているのである（2月21日議会運営委員会記録（甲8号証）7頁）。まことに身勝手という他ない。

21日の議会運営委員会記録（甲8号証）によれば、その日の会議は、14日の議会運営委員会によって決められた本会議における市長案の単独先行可決によって生じた矛盾を覆い隠し、当該陳情の審議をしないことを正当化するために開かれたものといっても過言ではない。すでに述べたように、そもそも当該陳情を委員会に付託しない正当な理由など存在しなかったにもかかわらず、である。

議会運営委員会は、当該陳情に「議会運営委員会申し合わせ事項等」（甲9号証）中、「8. 請願及び陳情の取り扱いについて」の「(2) 審査にじまじまない陳情の取り扱いについて」（以下、「同取り扱い」と略す）として定める5項目のうち、「⑤前号に定めるもののほか、審査にじまじまないもの」との規定をあてはめ、その正当化を図った。

そもそも当該陳情は「請願の例により処理」（同規則134条）されなければならないものであり、「審査にじまじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）が適用されること自体不当なことである。つまり当該陳情が同規則どおりに扱われていないことになる。

すなわち、「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」（同規則130条）にあたるとして「同取り扱い」をあてはめたこと自体が東大和議会会議規則にそもそも違反していることになる。

【審査にじまじまない陳情の取り扱いについて】

さらに問題なのは「審査にじまじまない陳情の取り扱いについて」の⑤をあてはめたことである。

「同取り扱い」の①から④までは、陳情の内容を理由としたものである。そして⑤は、「前各号に定めるもののほか、審査にじまじまない」と記されている。ここには審査にじまじまない明確で具体的な事例は示されていない。このような恣意的に解釈できる項目を織り込むことは、同規則130条「請願の委員会付託」をないがしろにする違法性の高いものである。

「同取り扱い」⑤は、議会運営委員会で多数を確保した勢力によって、フリーハンドが与えられたに等しい内容である。21日の議会運営委員会の審議はまさにそのようにすめられた。議会運営委員会の委員長は、これを抑制的に適用すべきであるにもかかわらず、表決によって「同取り扱い」⑤をあてはめ、当該陳情を「議長預かり」と決したことは、重大な過誤があるといわねばならない。（繰り返すが、そもそも当該陳情は、本来請願の例により処理されなければならない（同規則134条）ものなのである。請願の例により処理されなければ

ならないものが、「審査になじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）により処理されたのである。）

「提出された陳情の取り扱いについて（通知）」（甲2号証）には次のように書かれている。
「令和2年2月14日に提出されました下記の陳情につきまして、議会運営委員会で協議した結果、『第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について』が令和2年1回定例会初日の本会議において審議がなされ、可決されたことに伴い、議会意思の安定から、第24号議案に関係する陳情については、議会運営委員会の申し合わせ事項等（別紙参照）の8.請願及び陳情の取り扱いについての(2)審査になじまない陳情の取り扱いについての⑤に該当するとして、上程せず「議長預かり」といたしましたので通知いたします。」

24号議案（市長案）が「本会議において審議がなされ、可決されたこと」とまるで他人事のような表現である。そのように仕組んだのは、当の議会運営委員会である。当該陳情には全く問題がないばかりか、陳情提出者の対応も平穏になされ（129条の4）だ。当該陳情は請願に適合するものであり（同規則128条の）、請願文書表（実際には陳情文書表）に記載されなければならず（同規則129条）、委員会に付託されなければならなかった（130条）。当該陳情については、それらがままたく履行されず、あまつさえ「審査になじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）を誤用し、2月14日の議会運営委員会が決した議会運営内容の責任をとらせる形で、21日の議会運営委員会で「議長預かり」として処理されたのである。

【被告の責任】

そもそも「議会意思の安定」を損なうような議会運営を決したのはだれなのか。その主体者が自らの責任を棚上げにし、当該陳情に責任をとらせることと「取扱いについて」の⑤（これ自体が法的適合性を疑わせるようなものであるが）をあてはめ、葬り去ったのである。

ある結果について本来責任を問われるべきはすのものが、その結果に何の関わりも責任もないものにその責を負わせる。あたかも悪代官の所業を上演した百姓が、封建社会の安定性からお縄になるような、時代錯誤の出来事である。

被告はこれらの一連の決定を「議会の裁量により適宜の取扱いをすべき」内容とするが、上記にあるように、14日の議会運営委員会における市長案と当該陳情の取り扱い、21日の本会議における市長案の審議の適合性、同日の議会運営委員会において当該陳情を委員会付託せず、「議長預かり」として一連の流れをたどれば、それらかきわめて意図的に仕組まれた可能性の高いものであり、「適宜の取扱い」といえるようなものでないことは明らかである。

東大和市議会会議規則第128条「請願書の記載事項等」1項に添って作成されたものである当該陳情が、同規則第134条「陳情書の処理」とおり請願書の例により処理されれば、第129条「請願文書表の作成及び配布」（実際には「陳情文書表の作成及び配布」）、130条「請願の委員会付託」がなされるはすのものであった。

しかるに14日の議会運営委員会において決せられた、東大和市議会会議規則になじまない表決の順序のために、21日の議会運営委員会において当該陳情が「審査になじまないもの」とされ、結果、「議長預かり」とされたことが本件の本質である。議会運営委員会の決定によって宙に浮いてしまった当該陳情が、同じ議会運営委員会の決定によって審議されないことになるという、まさにワッチボンプともいへべき驚くべき事態が、市民の代表である市議会で強行されたことになる。

このようなことは、14日の議会運営委員会において十分予測できたことである。市議会としては、市民の提出した陳情が審議されないなどという事態を14日の段階で回避することができたはずであるし、またそうすべきであった。さらに市長案が可決されたとしても、当該陳情が審議される道はまだ残されていた。しかし、それすらも21日の議会運営委員会で閉ざされたのである。

このように多数の力をもって陳情の抹殺に及んだことは、民主主義にあるまじき行いであり、東大和市議会会議規則にも背く行為であり、市民に対する裏切りでもある。運営委員会委員長はその責任を自覚し、猛省をすべきである。そのような事態を認識し、「議長預かり」として当該陳情を葬り去った東大和市議会議長の責任は究めて重大である。

東大和市議会は、上記のような議会運営によって原告の期待と信頼を大きく損ねたのである。原告の損害に対し相応の責任を負わなければならないことは論をまたない。

第3.原告の損害について

すでに述べたように、当該陳情は「東大和市子ども・子育て憲章」制定に対する多くの市民の疑念の声に基づいて制定見直しを真摯に求めたものであり、2020年3月議会の初日付託受付締切り日の2月14日正午までに東大和市議会に提出されたものであった。

また、当該陳情は東大和市議会会議規則第128条「請願書の記載事項等」1項に添って作成されたものであり、同規則第134条「陳情書の処理」とおり請願書の例により処理されるはすのものであり、同規則130条「請願の委員会付託」により本会議に上程され、委員会付託がなされるはすのものであった。されば、東大和市議会において正当に審議されるものと原告が確信、期待するのは当然のことである。

原告ばかりでなく、当該陳情に名を連ねてくださった62名の方々も、その思いを共にしていた。陳情の内容に不適當なところはなく、紹介議員の有無を除けば、形式的にも請願のそれと同じであり、請願と同等に市議会で審議されると誰もが期待し注目していたのである。当該陳情にはつゆほどの落ち度はないから、だれもがそのように思って不思議はない。

被告の言う「その確信、期待は、法的な裏付けのない、原告の主観的なものにすぎない。」

というのは、全く当たらない。

【「市議会だより」に関して】

議会運営委員会の誤った決定を受けて、「市議会だより」での扱いは自動的に決した。同規則第3章「請願」第129条では「議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。」としている。これを受けて東大和市議会広報委員会は「市議会だよりについて」（甲10号証）という文書で、「2:各紙面の作成」中、「5」陳情の要旨」②で「原稿は陳情文書表を用いて作成する。」と定めている。このためにしたがって、当該陳情が陳情文書表に掲載されなかったことから、同年3月市議会の模様を市民に伝える「市議会だより171号」（同年5月1日発行）に、当該陳情の同市議会への提出は報じられなかった。当該陳情の内容に問題があったのであれば、それもいたし方ない事である。しかし前述したように、自らの責任でもないのに陳情提出の事実さえ報じられなかったことになる。

原告は当該陳情に併せて、陳情内容に賛同する62名分の当該陳情賛同者名簿（甲5号証）を市議会に提出した。賛同署名に依りて下さった62名のほとんどが東大和市の方である。ともに当該陳情提出者として自覚しており、陳情者と一体となって関心をよせていた方々である。

しかるに、当該陳情に対する東大和市議会の不当な取扱いによって陳情文書表に記載されることはなく、そのゆえに「市議会だより」に掲載されることなく、陳情提出の事実すら公表されることはなかった。踏まれた足の痛さは踏んだものにはわからないというが、このことで原告が受けた精神的苦痛と社会的信用の失墜という被害、それを回復させるために傾けた多くの時間と費用、労力について被告には想像すらできないようである。

【「市議会だより」に代わって】

自らが招いた結果でもないにもかかわらず、「審査になじまない陳情」として当該陳情は議会に上程されず、そのことを理由に「市議会だより」に陳情提出の事実さえも記載されなかったことは、原告のプライドと市民としての尊敬を大きく傷つけるものであった。そのような結果を引き起こした原因が当の市議会にあると知った時、通常の感覚を持った市民ならば、市議会に対する期待と信頼が崩壊し、怒りがわくのは必然である。

陳情提出の事実すら公開されなかったために、陳情そのものに何か問題があったのか、あるいは原告の対応に不適当な事実があったのだろうか、多くの当該陳情賛同者が思い描くのではないか、そのような不安に駆られるのは、陳情を取りまとめた責任ある立場のものであれば当然のことである。

そのような誤解を解くため、また市議会での当該陳情の不当な扱いについての事実を知らせるため、原告に残された手段は、直接賛同者に伝えることだった。

その時点で議会事務局から受け取っていたのは、原告が押印した陳情本文の写しのみだった

ため、賛同署名された方たちの住所と名前は分らなかった。しかし、議会事務局に提出したその場で、念のために賛同者氏名、住所欄の画像をスキャホに収めていたことを思い出し、それを利用することができた（このたび甲5号証として提出した「東大和市子ども・子育て憲章」陳情賛同者名簿は、この公判のために改めて議会事務局に写しを要求し、入手したのである）。

その画像を頼りに、賛同者すべての人たちに手紙（「はじめに」と「報告会にかえて」（甲11号証））を書き、郵送した（1件のみ宛先不明で返送）。「はじめに」にも書いた通り、発送後は、住所、氏名が記載されている画像データとプリントアウトした用紙はもちろんすべて破壊した。

原告は重度の内部（心臓機能）障害者であり（甲12号証）、通常の社会生活が困難な重症心不全の状態である。近くの店舗に歩いていくのにも息が切れ、休み休み出ないと歩くこともできない。上記一連の手続きを済ませ、郵便局から発送するという作業は、健康な身体、通常の体力を持った人ならば、それほど困難な仕事ではないであろう。しかし、原告にとってはそのような軽易なものではない。健常者には想像できないくらい体力と、時間が必要となってしまふ。これらは、ひとえに東大和市議会の違法な扱いを原点とした一連の流れによってもたらされたものである。

【被告の責務】

これらのことをもってしても、いったん失った信頼は一朝一夕には回復できるものではない。長い年月と、原告のその後の対応で示していくほかない。このたびの提訴もその一環である。被告はそのことに思い至るべきである。

原告が被った精神的損害、そして社会的信用の失墜という被害は、被告がこれを誤りと認め、市民にその事実を公表した時にこそ本当に回復されるものである。

被告は「たとえそのような事実があったとしても、それは原告と『署名に依っていたいた多くの方々』との間における事実上の問題であり、被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない」とするが、全くの認識不足であるといわねばならない。

最後にもう一度繰り返す。当該陳情には何ら問題もないし、陳情提出者にも何の落ち度もない。責任を問われなければならないのは、東大和市議会の議会運営委員会であり、その決定をうのみにして受け入れた市議会議長である。被告は原告に対してばかりでなく、署名に依りてくれた多くの方々に対しても、誤りを認め謝罪する重大な責務がある。

提出証拠

1 甲3号証 第180回国会（衆議院総務委員会）会議録（技料）

2 甲4号証 東大和市議会会議規則

東大和市中央公民館長による 「裁判ごっこ」チラシ配置拒否事件

中央公民館館長から「裁判ごっこ」のチラシ配置を拒否されたのが2月24日、翌々日の26日には市役所文書課で強制不服審査請求書を提出した。3月18日になって文書課から「審理員の指名等について」という文書が届き、審理員が決まったとの通知だった。すでにここまで3週間を要している。

4月23日に文書課から中央公民館長の弁明書が届く。審査請求してから8週目、約2カ月かかっている。これで「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」（行政不服審査法第1条）といえるのか。

ここからさらに「反論書」（4月28日に提出）、審理員による意見書の作成、行政不服審査会への諮問、そして答申を受け審査庁（東大和市長）が、却下・棄却・容認いずれかの裁決を下す。

その結果が出るのがいつになることか、想像もつかない。

【行政と市民】

行政不服審査法では第16条で、審査庁となるべき行政庁に標準審査期間を定め、公開するように求めているが、残念ながら努力義務でしかない。東大和市でも標準審査期間は定めていない。そもそも、当該審査請求を申し出た時には行政不服審査を担当する部署がどこであるかはっきりせず、右往左往していた感がある。めったに利用されない制度であることもその背景にあるのだろうが、これは市民にも責任がある。

もちろん、行政不服審査法自体にも問題があるし、地方自治体でも制度活用が十分なされていない面がある。しかし、市役所の対応に不満があっても、「まあいいか」で済ませていると、不服審査請求など利用されなくなるし、市役所の担当者も、市民はその程度のものだとして認識するようになる。かくして、基本的な人権や憲法に定められた権利は空洞化していく。どちらにとっても不幸なことだ。

【情けない反論書】

文書課から届いた反論書を見て唖然とした。結論から言えばチラシ配置拒否などなかったことにされている。表現上はこうだ。「24日（水）の行政処分は存在しないので、（中略）本審査請求は却下すべきものです。」つまり中央公民館長は詭弁を弄し、事実を自分の都合の良いように捻じ曲げ、自己保身を図った結果がこれだと言うしかない。

以下に「弁明書」と、それに対して提出した「反論書」を掲載しますのでご覧ください。

- 3 甲5号証 「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直し陳情賛同名簿
 - 4 甲6号証 24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について
 - 5 甲7号証 令和2年2月14日 第2回東大和市議会 議会運営委員会記録（抜粋）
（『令和2年議会運営委員会』より抜粋）
 - 6 甲8号証 令和2年2月21日 第2回東大和市議会 議会運営委員会記録
（『令和2年議会運営委員会』より抜粋）
 - 7 甲9号証 議会運営委員会申し合わせ事項等
（『議員の手引 平成31年（2019年）東大和市議会』より抜粋）
 - 8 甲10号証 「市議会だよりについて」
 - 9 甲11号証 手紙（「はじめに（少し長い言い訳）」と「報告会にかえて」
 - 10 甲12号証 身体障害者手帳（写し）
- ※下記証拠は、訴状とともにすでに提出済み
- ・ 甲1号証 「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情（写し）
 - ・ 甲2号証 提出された陳情の取り扱いについて（通知）（写し）



令和3年4月19日

弁 明 書

東大和市審理員
伊野宮 崇 様

処分庁 中央公民館
越中 様



審査請求人が令和3年2月26日付けで提起した「東大和市立中央公民館長が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分に対する審査請求」（2市審第1号）について、次とおり弁明します。

1 弁明の趣旨
「本件審査請求を却下する。」との裁決を求めます。

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
住所
氏名 榎本 清

3 本件処分に至るまでの経緯
(1) 令和3年2月20日（土）
審査請求人が、公民館予約管理システムを使用して、施設名中央公民館203学習室（定員15人）、利用日時令和3年3月7日（日）13:00～17:00、利用申請、仮予約状態となる。
⇒別紙1、別紙2

(2) 令和3年2月24日（水）
○午前9時30分から12時00分頃
審査請求人は、中央公民館印刷機を使用して、チラシの印刷作業実施

○午後3時30分頃
審査請求人が、中央公民館窓口へ館内に配置するようチラシを持参、対応した職員は、チラシの配置許可については中央公民館長の確認が必要であることを伝え受理

○午後4時45分頃
審査請求人が、中央公民館長に対して、早急にチラシの許可を求めたので、事務室で確認
中央公民館長は、審査請求人に対して、チラシ標記内容の一部補正を求め

○午後5時15分頃
中央公民館長は、審査請求人へチラシを返却する
審査請求人は、チラシを持って退館された
中央公民館長は、施設予約システムに審査請求人が施設名、場所、日時、目的、責任者、人数の仮予約をしていることを確認
本予約申請はしていなかったことを確認
⇒別紙3、4

(3) 令和3年2月25日（木）
○午前10時00分頃
審査請求人が中央公民館へ来館
審査請求人が、指摘した個所の補正がされたチラシを持参、窓口へ提出
中央公民館長は、補正箇所を確認、修正確認後、チラシを受理

○午前11時00分頃
中央公民館長は、審査請求人から受理した補正チラシを、中央公民館内
チラシ配置書架に設置
審査請求人が求めた、中央公民館（地区公民館も含む）で、利用者等が
チラシを書架から受け取れる状況となった

なお、審査請求人は、令和3年3月7日（日）に許可書の交付を受け、当日午後1時から203学習室を利用しました。審査請求人は仮予約を入れましたが、3月6日（土）までに正式な申請はありませんでしたが、申請意思は明確であったので、館長は、職権で申請書提出事務処理を行ったものであります。

4 審査請求書の記載理由の認否

処分についての審査請求書の審査請求の趣旨及び理由のうち、1行目頭書から2行目「所定の施設に配布すること」までの部分については、「配布する」の部分「配布用ラックに配置する」と訂正した上で認め、4行目「記載内容の変更を迫り」の部分については「変更を迫り」の部分「補正を求め」に訂正した上で認め、7行目「変更したとしても配布を約束するものではない」旨主張する」の部分は認め、その余の部分は、否認はいしは争いません。

5 理由

- (1) 東大和市中心公民館（以下「中央公民館」と記す。）は、教育委員会が管理する公の施設（地方自治法第244条）で、社会教育法第22条に規定する公民館の事業として、施設利用や掲示物の掲示等を行っているものと見なされます。
- (2) 審査請求人は、「自由と人権」という名称の団体の代表者です。また、「自由と人権」は、中央公民館の施設を利用する団体として、登録をした団体（以下「登録団体」と記す。）です。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月20日（土）に、中央公民館の203学習室を令和3年3月7日（日）13時から17時までの間利用するために、予約システムによって仮予約を入れました。
- (4) 審査請求人は、令和3年2月24日（水）午後3時30分頃中央公民館の配布用ラックに配置することを口頭で求めてチラシを提出しました。このチラシには、東大和市中心公民館において、同団体が主催する「裁判ごっこ」という称する懇談会のような会を開催することが記載されており、その開催日時及び場所の記載として、「公判日時：3月7日13時30分～16時」、「法廷：東大和市中心公民館203法廷（学習室）」と記載されていました。一般に、掲示物等について配布用ラックに配置することを希望する場合は、掲示申請書の提出を要しますが、館長の佐伯（当時）は、審査請求人が登録団体の管理者であること、及び配置を希望するチラシが、登録団体が主催する催し物の案内であることから、内部基準である公民館運営事務取扱基準第6条の規定により、口頭での申請を認めました。
- (5) 館長は、この申請に基づいて提出されたチラシの内容を確認しましたが、その記載内容は、前述のとおり「公判日時」、「法廷」、「203法廷（学習室）」

と記載されていることを確認しました。催し物を広報するチラシにおいては、日時及び場所は極めて重要な情報です。この情報が不正確な表現で記載されている場合には、市民に誤解を与えるおそれがあり、疑問を感じた市民が、中央公民館に対する問い合わせをするなど、中央公民館の管理業務にも支障が生ずるおそれがあります。このため、館長は、「公判日時」は「日時」に、「法廷」は「会場」ないしは「開催場所」に、「203法廷（学習室）」は「203学習室」にそれぞれ記載事項を補正するよう審査請求人に求めました。

- (6) 審査請求人は、営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されないかのよう主張をしています。しかし、配布用ラックにより配布物を配置することは、公民館事業の一環であり、その内容も公民館活動にふさわしいというのが大前提ですから、全くの自由ではありません。例えば他人を中傷したり、公序良俗に反するものなどは、許可できません（公民館運営事務取扱基準第7条参照）。そのような要件に当らなくても、例えば、催し物を広報する目的の書面であれば、日時・場所の表記が正確に記載されているかどうかを確認することは、当然のことです。

- (7) また、館長が補正を求めた目的は、チラシの表記によって市民が誤解したり、中央公民館の運営に支障が生じたりすることを回避するもので、配置を拒絶するために行ったものではなく、むしろ配置を可能とするために一部の修正をお願いしたにすぎません。なお、補正をした場合に配置されるのかという主旨の審査請求人の質問に対して、補正をしたとしても配置を約束するものではない旨の発言はしましたが、これは、実際にどのような形で補正されるのか未確定である以上、配置を確約できないことを伝えたもので、いわば当然のことを発言したまでです。

- (8) 審査請求人は、館長の対応について、表現の自由や集会結社の自由、検閲の禁止に反する旨主張します。表現の自由を尊重することは当然のことですが、補正を求めたのは、催し物を宣伝するチラシに記載された日時と場所に関する表記だけであって、全体の趣旨を損なうものでありません。そして、その目的は、その催しに参加を希望する市民が、正確に日時や場所を把握するためというものですので、むしろ集会の自由を尊重するものといえます。チラシの表記を適正化してから配置するよう求めることが検閲に当たらないことも明らかです。

- (9) 審査請求人は、館長の説明に不服があったようですが、最終的には、そのチラシを持ち帰りました。審査請求人が館長と話を始めたのが16時45分頃、持ち帰ったのが17時15分頃で、翌日の25日（木）午前10時頃

東大和市審理員
伊野宮 崇 殿

反論書

審査請求人
榎本 清

審査請求（2市審第1号）に関する令和3年4月14日付の処分庁の弁明書に対して、下記のとおり反論する。

1 反論の意図と趣旨

処分庁の弁明が事実と異なることを証明し、改めて処分の撤回と謝罪を嚴重に要請する。

2 弁明書記載事実の認否

(1) 「3 本件処分に至るまでの経緯」については、事実経過に関する時間的な差異はあるものの、大筋では認める。ただし、ことさらに付け加えた2頁最終段落については、日常的に実体化していることであり、特定の意図を感じざるを得ないことを付け加えておく。

(2) 「5 理由」の(1)～(4)については認める。(5)以降については争う。とりわけ

(6)以降は、事実を捻じ曲げ、詭弁を弄しているにすぎず、総体として事実に対することを主張し自己保身にはしるだけの、極めて悪質性の高いものであることをはじめに指摘しておく。

3 審査請求人の反論

(1) 初めに

中央公民館館長（処分者）によるチラシ配置拒否事件は、ひとり公民館に関わる配置拒否にとどまらず、同じ教育委員会管轄下の図書館、体育館、博物館の他、市役所秘書広報課が担当するロビーチラシ展示スタンド、地域振興課の担当する市民センター、集会所、会館などにも同様に及んだ。これらの場へのチラシ等の配置は、市役所業務のひとつとしてこれまで行われてきたし、市民自身にとっても多くの人たちに周知するためには貴重な場であることは言を俟たない。

それゆえに、この度の中央公民館館長によるチラシ配置拒否という事態は、市民活動に大きな制約を与えるものとともに、表現の自由、思想良心の自由、集会結社の自由という基本的な人権を侵害する可能性の高いものであり、きわめて重大な出来事としてとらえている。

審査庁もそのような自覚をもって取り組んでもらいたいということを、はじめに申し述べておく。

には、修正したチラシを持参し、配置を求めました。つまり、審査請求人は、館長と正味30分程度の話し合いをした上、持ち帰り、自らチラシを修正し、翌日に提出したのです。この一連の流れを見ると、24日（水）にチラシの配置について申請をしたものの、館長の説明でそれを一旦取り下げ、翌日の25日（木）に、再度の申請をしてきたものと理解するのが自然です。

(10) 現に館長は、24日（水）には補正は求めたものの、拒否処分をした認識はありません。そして、25日（木）に提出されたチラシの内容を確認し、前日に指摘した部分が二本線で見え消しされていたことから、配布用チラシに配置を許可したものです。このため、24日（水）にはチラシ配置に関する処分をしたことはなく、25日（木）に処分をしたものであり、その処分の内容も、審査請求人が提出したチラシについて配置することを許可するというものです。

(11) そうすると、審査請求人が求める24日（水）の拒否処分は存在しないので、存在しない処分に対して、その取消しを求めて審査請求をすることはできないのですから、頭書のとおり、本件審査請求は、却下すべきものです。

6 証拠書類等の表示

別紙1 【予約状況照会】 詳細内容】

別紙2 「施設予約受付票」

別紙3 「東大和市立公民館使用申請書」

別紙4 「東大和市立公民館使用許可書」

別紙5 「利用点検票」

別紙6 自由と人権から提出された「令和2年度公民館利用グループカード」

参考 東大和市立公民館条例

東大和市立公民館条例施行規則

公民館運営事務処理取扱基準



行政不服審査法はその第1条で定めているとおり、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政に対する不服申立てをすることができるとの制度」である。しかるに弁明書が審査請求人に届くまで約2カ月もの長期の期間が経過している。年度代りという時期という事情があるとしても、それを理由にすることは許されない。このペースで進められると、審査請求の結果が出るまでに半年かかってしまうことにすらなりかねない。

これでは行政不服審査法の理念がいかにされず、法のねらいである「行政不服審査制度では、(中略) おおむね裁判よりも短い期間で結論を得ることができず。」(政府広報オンライン)ということすら担保されないことになる。担当職においては、大いに反省し、改善をするよう強く望む。

(2) 「裁判ごっこ」チラシについて

審査請求人(以下「被処分者」と表記する)は東大和市(東大和市議会)を被告として損害賠償請求訴訟を提訴している原告である。「裁判ごっこ」のチラシ(以下「当該チラシ」と略す)は、その裁判についての報告と問題点の話し合いのための集会を呼びかけるものである。

当該チラシは、裁判を起さざるを得なくなった理由(市民の提出した陳情が、正当な理由もなく「議長預かり」として葬り去られたこと)を揶揄する意味で「裁判ごっこ」として表記したものである。日時を「公判日時」とし、場所を「法廷」としたのもその一環である。

そもそもタイトルに「裁判ごっこ」とあるのを見れば、その表記が「シヤシ」「キヤウ」「ジョウ」の「諧謔」の一種であることは疑いもない。しかも集会の内容についても触れている。そのうえ、コロナ対策についても公民館の要求とおり記載もしている(添付証拠1)

すなわち当該チラシ全体をみれば、「公判があるのか?」「法廷はどこにあるのか?」などという疑問は生じようもない。しかも「203 法廷」の後には、念のために「(学習室)」と記してもある。もし仮にそのような疑問を持つ人がいたとしても、当該チラシには連絡先が明記してある。処分者である館長が言うように「公民館の管理業務にも支障が生ずる」(弁明書 5理由(以下、「同理由」と略す)(6) 4～5行)などということはない。

(3) 法的な問題点

館長は、被処分者が「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」と主張している、と述べる(同理由(6) 1～2行)が、これはためにする曲解である。以下、そのことに絞って述べる。

被処分者は館長に、チラシ内容の変更を要求する根拠を示すように求めたが、館長は「私の感覚ではこれがジョウには思えない」というのみで、公民館運営事務処理取扱基準(処分者提示の参考証拠書類)(以下「取扱基準」と略す)を示すことはなかった。取扱基準について無知だったのか、これを示せば館長の主張が根拠のないものであると知られるため、あえて伏せたのかは不明である。

今般、不服審査請求に対する弁明書で初めて取扱基準が示されたわけだが、ここには取扱基準(6)を除けば、まことにもっともな内容が示されている。これはきわめて限定的に不許可の基準をあげたものであり、((6)を除けば)社会的に誰もが同意できるものである。逆にいえば、これ以外の基準で不許可とすることは不法な処分に他ならない。本事業の館長の処分はまさに「これ以外の基準」に相当するものである。

取扱基準では、(1)については宗教活動そのものを不許可の対象としているわけではなく、布教、勧誘等について禁じているに過ぎない。(3)については政党、議員等の宣伝活動を禁じているのであって、政治活動そのものを不許可の対象としているわけではない。このようにきわめて抑制のきいた表現となっている。

これは当然のことである。「宗教」「政治」をその対象とすれば、際限なくその範囲が広がり、恣意的な解釈によって憲法に保障された思想及び良心の自由(19条)、信教の自由(20条)集会、結社、表現の自由(21条)を侵すことになるからである。

館長が被処分者の主張として、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」と述べていると先にも示したが、被処分者はそのように主張していない。被処分者が「処分についての審査請求書」で記したことは以下のとおりである。

「商業目的や、政党活動、宗教活動に関わる案内でなければ、本来自由であるべきチラシの内容を個人的な感傷で判定し」、「処分についての審査請求書」審査請求の趣旨及び理由(以下、「同審査請求書」と略す) 2～3行(傍点は、反論書筆者)

つまり、「政党」であり、「政治」ではない。これを引用したつもりになっている館長が「政治」と表現していることは、まさしく館長自身がそのように考えていることを示している。政治的なものであれば掲示物の掲示は不許可であるという思考回路を持っていることになる。そのような恣意的な判断基準でチラシの内容を判定する者が、取扱基準第7条にない理由を張り付けて、当該チラシの配置を拒否したことになる。さもあらなというべきである。このことについて、館長は法令違反であることを認識すべきである。

(4) 公民館職員の使命

社会教育の最前線ともいうべき公民館職員は、憲法を規範とする各種法令にのっとってその運営にあたるとともに、市民の権利と自由を擁護するという自覚をもって活動しているものと、被処分者は信じるものである。しかしなほ一部には、そのような自覚のない者がいることも確かであり、真面目に社会教育活動に従事している多くの職員に負のイメージを与えているのは残念なことである。

館長は同理由(6)で、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」(1～2行)と被処分者が主張していると述べているが、これも事実に対し、自らの主張を正当化するための曲解である。

被処分者は「商業目的や、政党活動、宗教活動に関わる案内でなければ、本来自由であるべき

チラシの内容」(同審査請求書 2~3行)と記したが、この段階では取扱基準は示されておらず、一般的に通用している規範を述べたに過ぎない。仮に取扱規約が示されていたとしても、取扱規約 7条(6)以外については納得できるものであり、「本来的に自由であり」と表記したが「一切許されない」などとの記載はしていない。

被処分者は対話自体を否定するものではない。公民館職員が(たとえそれが誤ったものであるとしても)である。そして、公民館利用者に同じことが言える)自らの判断を述べることが当然のことである。しかし、自らの判断を絶対のものとしてチラシの改変を要求し、改変をしないのであれば配置を拒否するということは、全く次元の異なるものとなる。このことは、法令に従ったものであればともかく、個人的な感覚や思想で対処されるべきことではない。

(5) あさましい思い

処分者である前中央公民館長 佐伯氏の今回の対応は、意見や判断を述べたにとどまらず、自らの主張のとおり改変しないのであれば配置できないとまで言っている。これは「改変しろ」と言っているのに等しい。

さらに、「館長の指示通りに改変すれば配置するのか」という被処分者の間に對しては、「言されたものを見なければわからない」などと、恫喝とも受け取れる発言までしている。このような理屈は本来あり得ないことにある。以下説明する。

館長は、AをBにしなければCを実行しないと主張をしている。それに対し、「AをBにすればCを実行すると約束するのか」と聞くと、「いやそれは約束できない」と反論する。これは論理的な整合性から言ってもありえない。AをBにするのが前提なのだから、Cの実行を約束できないということは論理的な矛盾である。通常であれば、このような矛盾した表現は成立しうがな

い。しかし、ある一定の条件のもとではあり得るのである。すなわち、優位に立ったもの(多くの場合、小心者だ)が、おのれの方をこれ見よがしに顯示しようという思いがあるとき、論理に関係なくこのような言葉を発しがちなのである。館長の場合もこれにあたるのであろう。

似たような事例は他にもある。このような矛盾した言い回しと同時に、思いついたように館長が発した言葉がある。それは、「東大和中央公民館ではない、東大和市立中央公民館だよ、これも間違っている。」(傍点反論書筆者)と勝ち誇ったよう主張したのである。(さすがにこのことは配置拒否の理由にはしなかつたが)このようなことを世間では「あげ足をとる」という。まさしく品性を疑わせる発言である。つまり館長の主張はその程度のものである。

更に、これに付け加えて、次のようにあきれた事実も指摘しておかねばならない。このたび提出してきた弁論書の「5理由」の(1)には、「東大和市立中央公民館は教育委員会が管理する…」(傍点反論書筆者)と館長みずから記している。「東大和市立中央公民館」ではないのである。他の「東大和市立中央公民館」(傍点反論書筆者)という記載は、他の文書の記載を写したものであり、館長みずからによる記載は「立」という文字は入っていない。ことほど左様に館長の

主張は「言いかけり」「嫌らせ」「嫌がらせ」「あざがし」のたぐいである。中央公民館の館長という責任ある立場の者が、おのれの言ったことを自らは履行しない、まさにあきれた人物としか言いようがない。

ではなぜ、その程度のことを理由として配置拒否を叫んだか。それは被処分者が東大和市を被告として損害賠償訴訟を提訴していること無縁ではないだろう。意識してか、無意識のままかは知らぬが、本人にはすでにバイアスがかかっていた、あるいは先入観があった、または自分より力のあるものの顔色をうかがう卑しい心性が背景にあったとしても不思議はない。これは本件発生の動機とも密接に関連し、象徴的な事象でもあるので、ここであえて指摘しておく。

また、館長はチラシ訂正要求を「修正をお願いしたに過ぎません」(同理由(7) 3~4行)としているが、改変しなければ配置しないというのは「お願い」とは言わない。これはまさに「指示」であり、「強制」である。また、「補正したとしても配置を約束するのではない」(同理由(7) 5~6行)と言ったことに対し、「実際にどのような形で補正されるのか未確定である以上、配置を確保できないことを伝えたもので、いわば当然のことを発言したまでです」(同理由(7) 6~8行)と言う。だが、これがおかしな発言であることはすでに述べたとおりである。さらに「補正」という表現にも違和感を覚える。このことは以下の項で述べる。

(6) 表現の自由とは何か

処分者は、口では表現の自由を尊重する(同理由(8) 2行)と言い、集会の自由を尊重するために日時と場所について「修正をお願いしたにすぎません」(同理由(7) 4行)(傍点引用者)という。館長の修正要求は「お願い」レベルのものでないことはすでに述べた。

ここで「補正」について触れておく。上記箇所と同理由(9)で2か所「修正」と記載しているが、他は全て「補正」と館長は表記し、多用している。

補正とは「補い直す」ことである。館長の要求したことは、「公判」と「法廷」を削除し、「ところ」(あるいは「場所」と変更することである。これを「補正」と言えなくもないが、より正確には、「改変」「書き換え」「修正」「訂正」、または単に「削除」である。なぜ館長はこのような言いかけをしたか。それはこの重大性をより軽いものに見せようとしたからに他ならない(ここにも処分者のあさましい思いが表れている)。

表現の自由とは、正しく日時や場所を伝えることだけではない(当案件の場合は、館長の修正要求に応じなくとも、日時と場所が伝わらないことはあり得ないとして述べた)。表現媒体全体として何を伝えようとしているのか、どのような趣旨、いかなる意図・思いがそこにあるのかが表現の核心である。当該チラシの場合、(1)でも述べたが、裁判を起さざるを得なくなった理由を擁護する意味で「裁判ごっこ」として表現し、そのことでより関心を呼び喚まし、裁判に興味を持ってもらうことをねらっている。そのために、日時については「公判日時」とし、場所も「法廷」とした。その一方で、急のために「法廷」の後に「(学習室)」と付け加えてもいるのである。

そもそも冒頭で「裁判ごっこ」と総括している以上、このような表記で日時と場所を誤解するなどということは考えられない。館長の要求する書き換えは、表現者の意図・思いを改ざんし、無効にするものである。このことはまさしく表現の自由の侵害に値する暴挙である。しかも取扱基準にもない要求をしているのである。そのような不法な要求には基本的に従うことはできない。

(7) 卑劣な言い逃れ

同理由 (6) ～ (11) については館長の自己保身を目的とした悪質な言い逃れであり、事実を曲解し、論弁にはしる、いわば自己中心的な小児的作文に過ぎない(仲間内の審査であるから、このようなものが通用すると考えたのであれば、審査制度も揺められたものである)。以下にその理由を詳しく述べる。

当該チラシを中央公民館に持ち込んだ2月24日は、集会予定日(3月7日)まで2週間を切っていたため、これ以上市民への周知が置かれれば集会そのものが成り立たなくなる恐れもあった。そのため、涙を呑んで館長の指示に従うことにした。このことは、基本的な人権を守るという被災者の信念を折り曲げることであり、自己の存立を否定されるがごとき屈辱であった。

もちろん館長にもその旨は伝えた。「あなたの言っていることに、決して納得したわけではない。集會期限が迫っているので要求には従うが、このことは後日しかるべき対応をする。」このことは館長自身も十分に記憶しているはずである。館長が「審査請求人は館長の説明に不服があったようですが、」(同理由 (9) 1行)と表現しているその実態は、被災分者が上記で述べたとおりである。

しかるに館長は、このことを承知のうえで、「この一連の流れを見ると……理解するのが自然です。」(同理由 (9) 6～8行)と、まるで被災分者が館長の処分に対して納得し、すすんで文言を改変または削除したかのごとき弁明をしている。これは事実を自らの都合のいいように解釈し、おのれの保身をはかろうとするだけの見苦しい行爲である。さらに重ねて「補正は求めたものの、拒否処分した認識はありません。」(同理由 (10) 1～2行)と言い、「24日(水)の拒否処分は存在しない」(同理由 (10) 1～2行)とまで言っている。

改変前のチラシ(添付証拠1)が配置を拒否されたものである。中央公民館への提出日が24日。改変後のチラシ(添付証拠2)は館長の指示に従って不本意ながら変えざるを得なくなったものである。これを提出したのが翌25日。館長は添付証拠2のチラシを配置したのだから「拒否処分は存在しない」と主張しているが、拒否処分されたのはチラシ1である。チラシ1を2のように改変しないと配置しないと館長は言明したのであり、被災分者はそのことを理由として審査請求書を提出したのである。あったことを無かったことにする、そんなことが許されるはずもない。

館長に「処分した認識が」あると云わねばならぬ(無かったとする方がむしろ不自然だが)、事実を上記のとおりである。踏まれた足の痛みは被災分者が一番よく知っている。その屈辱と苦痛に

対する想像力が無く、社会教育の最前線である公民館職員の職責は果たせないことを館長は認識しなければならぬ。

改めて言う、館長は「チラシの表記を改変(言葉とおとりすれば「訂正」ということになるのかも)されないが、被災分者は「訂正」とは呼びたくない。「訂正」とは「間違っていたことを直す」ことであり、被災分者に間違っているという自覚はない。したがってこの場合、正権には「改変」である。)しなければ配置できない」言明したのであり、それは明らかに有無を言わせぬ要求であった。

公民館利用者にこのような物言いをする館長には、基本的な人権を守るという、公民館職員として持つべき最低限の自覚がかけられていると言わざるを得ない。

このような無自覚さは、弁明書の随所に見られる。チラシ配置拒否について、「むしろ配置を可能とするために一部の修正をお願いした」(同理由 (7) 3～4行)などと、本質を隠蔽し、善意を装ったソフトな物言いで自己弁護を図る、日時や場所の記載内容の改変を要求する際、「補正を求めたのは……むしろ集会の自由を尊重するものといえます」(同理由 (8) 6行)と、表現の自由を侵しておきながら、「集会の自由の尊重」などと、あたかも基本的な人権を守っている風を装い自己正当化を図る、いずれも卑しく、見苦しい行爲のまゝである。

(8) 後日譚

当該処分とは直接的な関係はないが、内容的には関連することなのであえて付け加える。

当該チラシ(添付証拠1)が配置拒否されたのが2月24日、翌日25日に館長に改変を強要されたチラシ(添付証拠2)を中央公民館に持参、さらに翌日の26日(金)には、「自由と人権NO.3」(添付証拠3)の配置を依頼するため中央公民館に持ち込んだ。

この通信には改変前の当該チラシ(添付証拠1)とほぼ同様のお知らせが書かれていた。館長からはまたしても、「これはためたよ」と配置拒否通告された。通信の配布は一刻も猶予が成らないというわけではなかったため、更に交渉を続けることにした。

中央公民館長は、法令に基づかず、個人的な感覚で判断しているのだから、これ以上本人と話しても無駄だと思い、そのように館長にも伝えた。そのうえで、「あなたの上司と話をしてくる。誰が上司にあたるのか」と問うと社会教育部長だという。

すぐに教育委員会に出向き、社会教育部長と面談。中央公民館館長が不当にもチラシ配置拒否した上に「自由と人権通信」の配置まで拒否している。これは表現の自由の侵害に当たるのできちんと知覚せよと要求した。

3月2日まで調査するので時間が欲しいというので、しばらく待つことにした。3日後の3月2日に(市役所担当の配置場所も含め)すべて配置するという返事があった。当たり前と言えばあたりまえのことだが、なにゆえにこのようなことまでしなければならぬのかと思うと、怒りもわいてきた。

チラシと通信という形態は異なるが、同じ内容の集会のお知らせに対し、同一の組織体系にあ

る教育委員会社会教育部長と中央公民館長の判断がなぜ異なるのか、まずそのことが理解できない。社会教育部長の判断では、連絡先が示されており、もし問い合わせがあったとしても支障はないからだというのがその理由であった。連絡先の記載については、中央公民館に持ち込んだ時も同じように記載はされていたのである。

中央公民館長の上司である社会教育部長の判断が優先されることは言うまでもない。すると中央公民館長の判断=処分は誤っていたことになる。すなわち、今般の処分自体は審査請求を待つことなく、すでに不法不当であることが示されている。

これに反する審査結果が出るとすれば、それは市の判定基準が二重であることを自ら証明していることになる。「二重」とは、単に異なる基準が2つあるのではなく、かたや法に準拠した取扱基準通りの判定、そしてもう一方には恣意的な基準を持ち込んだ不法な判定である。どちらか館長のもので、どちらが社会教育部長のものかは明らかであろう。

(9) 最後に

「初めに」でも指摘したことが、行政不服審査法は「簡易迅速かつ公正な手続」がなされてこそ、その役割を果たしたことになる。とりわけ通常の訴訟と比べ「迅速」が担保されなければこの法律を制定した意味がない。行政不服審査にあたる担当職員はこのことをしっかりと認識し、法の精神にのっとり、迅速な処理に努めるべきである。

今回、中央公民館館長（佐伯氏）の弁明書が送達されるまで、審査請求人が審査請求書を提出してから約2カ月を要している。年度代わりとか事情は様々あるだろうが、「様々な事情」はいつでもあり、それは理由にならない。これでは、処分者がサボタージュすれば法の形骸化も可能ということになってしまう。

しかも弁明書が被処分者に届いたのが4月23日、「反論書」の提出期限が5月12日、これではあへてではないか。処分者に漫然と2カ月実の期間を与え、被処分者には1か月にもならぬ3週間程度で期限を設ける。とんでもない事である。処分者の弁明書提出期限を設けること、更にその期間は3週間以内とすべきことをはっきりと東大和市行政不服審査会条例に明記すべきである。

館長の弁明書提出が遅れたことに対し、審理員は督促などの処置を講じたのであろうか。漫然と提出まで待機していたとすれば、審理員という職務について自覚の有無が問われることになる。

上記3週間という期限は、被処分者に反論書の提出期限をその期間内と要求している以上、けして無理な要求ではないはずだ。さらに、「それまでに提出されないのであれば、弁明無しとみなす」などの条項を同条例に明記すべきである。今後は担当部署と協議してせむしも改善していただきたい。

いーたい
ほーだい

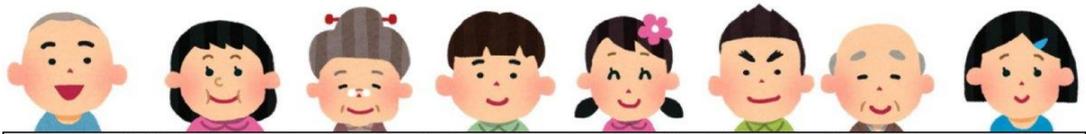


- 添付証拠
- 1 改変前「裁判ごっこ」チラシ
 - 2 改変後「裁判ごっこ」チラシ
 - 3 「自由と人権 NO3」

小室圭さんと秋篠宮眞子さんの結婚問題が、週刊誌・新聞・テレビなどでいつまでも取りざたされている。特に昼のワイドショーでは、新型コロナか中国・朝鮮脅威論か小室たたきでもちきりだ。新聞では先日、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」という憲法 24 条を引き合いに出し、若い二人が自分たち自身で決めればいいことという常識的論陣をはっていた。

個人的にはどーでもいいことなのだが、このことは、基本的には天皇制の問題であるとみている。2人はある意味、天皇制の犠牲者だ。秋篠宮が何を言おうと、たんなる娘のオヤジであるなら、話はもっと単純だろう。テンノーセイさえなかったら、人はもっと幸せになれる。マスコミはけして口にしないが、天皇制はあって百害、一利なしだ。

本当にどーでもいいのだが、「眞子さま」「秋篠宮さま」（かつては「愛子さま」「雅子さま」）が耳障りなのだ。テレビがそうだから、小さい子供までも「ペケペケさま」と口走る。毒舌で名をはせたタレントまでもが、「眞子さまは云々」とあたりまえのように言う。もともと毒にも薬にもならない「毒舌」だから、あきれはしないが、いい加減にしろと言いたい。著名人は呼び捨てが通例だから、一度ぐらいい腹をくくって、「眞子」「秋篠宮」と呼んでみろってんだ！



「自由と人権通信」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は発行元までご連絡ください。